



雇用保険の改正について

雇用保険の給付で、代表的なものは基本手当(いわゆる失業手当)です。基本手当は、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者であった方が離職したとき、失業中の生活を心配することなく就職活動に専念して一日も早く再就職できるよう、支援するためのものです。

この基本手当以外にも、雇用保険にはさまざまな給付があります。この中から今回は、4月に改正された給付を中心にお届けします。

今号は、転職によって御社に入社される方々や、その事業主様にとって有用な情報が含まれています。該当する方へご周知くださいますようお願いいたします。

再就職手当とその金額

基本手当を受給中の方が、一定の条件の下で、基本手当の所定給付日数の3分の1以上を残して早期に安定した職業に就いた場合(雇用保険の被保険者となる場合や、自ら起業して雇用保険の被保険者を雇用するようになった場合など)に、再就職手当が支給されます。この再就職手当は一種の就職祝い金であり、早期の再就職を促すためのものです。

再就職手当の金額は、基本手当の所定給付日数がどれだけ残っているか(支給残日数)によって変わります。

基本手当の所定給付日数の3分の2以上を残して安定した職業に就いた場合は、支給残日数の60%の額が支給され、基本手当の所定給付日数の3分の1以上3分の2未満が残っている場合は、支給残日数の50%の額の再就職手当が支給されます。

就業促進定着手当が新設されました!

早期に就職して再就職手当を受給した場合でも、再就職先の賃金が前職と比べて低下してしまうケースがあります。

そのような場合の給付として4月に新設されたのが、「就業促進定着手当」です。

就業促進定着手当は、再就職先で6ヶ月以上雇用保険の被保険者として雇用されたことを条件に、低下した賃金の6ヶ月分(基本手当の支給残

日数の40%の額を上限とする)を一時金として支給します。

育児休業給付金の支給率がアップしました!

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者が、1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、その子が1歳(一定の場合は1歳2ヶ月、支給対象期間の延長に該当する場合は1歳6ヶ月)になるまで、育児休業給付金を受給することができます。

従来の育児休業給付金は、全期間について、育児休業開始前の賃金の50%が支給されてきました。

しかし、4月1日以降に開始する育児休業からは、**育児休業を開始してから180日目までに限り支給率のアップが行われ、休業開始前の賃金の67%が支給されます。**181日目からは、従来どおり休業開始前の賃金の50%が支給されます。

雇用保険制度について

雇用保険の被保険者となる労働者を一人でも雇用する事業

(農林水産業を営む個人経営の事業で、労働者が5人未満の事業を除く)は、業種、規模等を問わず、すべて雇用保険適用事業となり、雇用保険に加入しなければなりません。

雇用保険適用事業に該当していながらも雇用保険に未加入の事業所は、速やかに加入手続きを取る必要があります。

今回ご紹介した以外にも、雇用保険には技能習得、教育訓練など、被保険者の目的に応じた多様な給付制度があります。また、事業主様にとっては各種助成金の制度もあります。

雇用保険の加入手続きをお考えの場合、また、今回記載した給付について詳しくお聞きになりたい場合は、朝日社会保険労務士事務所までご連絡ください。是非対応させていただきます。

(文責：社会保険労務士 田口千恵)

